

求人申込書（労働条件等の明示）

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

受付日 令和7年8月1日

事業所名	(カナ) ユウゲンガイシャパステック 有限会社パステック		
就業場所	(雇入れ直後) 有限会社パステック本社 安曇野市豊科1014-2 (変更の範囲) 無し		
募集職種	営業職	求人数	1
業務内容	(雇入れ直後) 工場研修1～3か月 (変更の範囲) 外回り営業、生産管理		
雇用形態	正社員		
契約期間	☒ 無期雇用 ☐ 有期雇用 有期雇用の場合の雇用契約期間 (~)		
有期雇用の場合	契約更新の有無 有 (業務により判断する) 更新上限 無		
試用期間	☒ 有 期間 [3か月] ☐ 無		
就業時間	始業 (08時 00分) ~ 終業 (17時 00分)		
休憩時間	12時00分～12時55分 (15分×(2回) 合計85分)		
休日	事業所カレンダーによる 原則は土日祝日		
時間外労働	☒ 有 (月平均 20時間) ☐ 無		
賃金	月給・日給・時間給 基本給 200000～ 円 定額的に支払われる手当 通勤手当 通勤距離による 昇給に関する事項 当		
加入保険	☒ 健康保険 ☒ 厚生年金保険 ☒ 労災保険 ☒ 雇用保険		
雇用形態	☒ 正社員 ☐ 契約社員 ☐ パート ☐ アルバイト ☐ 派遣労働者 ☐ その他()		
就業場所における受動喫煙防止措置の状況	☒ 敷地内禁煙 (喫煙場所 有) ☒ 車内禁煙 ☐ 屋内禁煙 ☒ 屋内原則禁煙 (喫煙室あり) ☐ 屋内原則禁煙 (喫煙可の宿泊室あり) ☐ 屋内喫煙可 ☐ 屋内喫煙可 (喫煙目的室内に限る) ☐ 屋外喫煙可 (屋外で就業) ☐ その他 ()		

(特記事項)

明示の流れ：求人者 ➡ 職業紹介事業者 ➡ 書面等の交付 ➡ 職者

(注)試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。
また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。